

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成 29 年 10 月 11 日（水）午後 3 時から午後 5 時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A 棟 1 階）

参加者等

司会者 松 原 里 美（さいたま地方裁判所第 3 刑事部部総括判事）
裁判官 結 城 剛 行（さいたま地方裁判所第 3 刑事部判事）
検察官 田 原 昭 彦（さいたま地方検察庁検事）
弁護士 大 熊 崇（埼玉弁護士会所属）
裁判員経験者 1 番 40 代 男性（以下「1 番」と略記）
裁判員経験者 3 番 20 代 男性（以下「3 番」と略記）
裁判員経験者 4 番 70 代 男性（以下「4 番」と略記）
裁判員経験者 5 番 40 代 男性（以下「5 番」と略記）
裁判員経験者 6 番 60 代 男性（以下「6 番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

本日進行を担当いたします第3刑事部の松原と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日はお忙しい中、意見交換会に御参加いただきまして、ありがとうございます。皆様から忌憚のない御意見を伺って、今後の改善の資料にさせていただきたいと思っております。それでは、簡単な自己紹介をお願いします。

1番

私は40代の会社員で、営業をしています。初めて通知が届いたときには驚きました。ただ、こういった貴重な場面に接することができる、携わることができるというのは非常に貴重な経験だということもあり、参加させていただきました。裁判期間中も私個人の意見というよりも一般的というか、ある意味客観的に見ることに重点を置いたり、あまり感情は移入しないようにという点は気をつけて参加させていただきました。

3番

私は20代で、教育関係の仕事をしています。通知が来たときはびっくりしましたが、内容を見て、なかなかない機会なのではないかなと思ひ、積極的に参加したいと思ひ参加しました。

4番

最初に裁判員になってくださいという案内が来たときに一番考えたのは、やはり私の年齢でした。年齢的なもので私でいいのかなということ少し考えました。前の方がおっしゃったように、いい機会だからやってみたいなということはありません。また、去年で70歳になりまして、社会の仕事から離れて5年ぐらい経っています。その中で社会的な考え方とか、刑事罰とか、そういったことに対して皆さんはどのように考えているのかということを知りたいということがありまして、結果として裁判員になったわけですが、当日朝来て、選任されて、午後からすぐ法廷の裁判員の席に座って、正直言って非常に戸惑いました。これを自分なりに判断して

いくにはどうしたらいいかということを一か二日ぐらい悩みました。

5 番

私は40代です。参加の案内が届いたときに、私も裁判員制度というのは人ごとでしたが、経験したことで法曹界に興味を持つきっかけになりました。

6 番

私は60代になりました。こういう経験を、貴重な体験にできないかと思い、やらせてもらいました。

司会者

裁判所、検察庁、弁護士会からそれぞれお一方ずつおいでいただいているので、同じように自己紹介をしていただきます。

結城裁判官

第3刑事部裁判官の結城です。本日はよろしくお願いいたします。皆様から貴重な経験談を聞かせていただいて、今後のよりよい裁判員裁判の進行に生かせるらいなと思っております。

田原検察官

検察官の田原と申します。日ごろ、裁判員の方に直接接する機会がないわけですので、本日は非常に貴重な機会と思って参加させていただいております。どうぞよろしくお願ひします。

大熊弁護士

埼玉弁護士会に所属しております弁護士の大熊と申します。今日、裁判員裁判を経験された皆さんのお話を聞くことができるのは、とても貴重な機会だと思っております。私も今後また裁判員裁判に関わっていくことが多くあると思いますので、今後の自分自身の活動及び弁護士会として貴重な情報として今後の業務に役立てていくためのきっかけにしたいと考えております。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

それでは、本題に入りたいと思います。皆さんはそれぞれ違う事件を、違う部で御担当になっているので、簡単に御紹介させていただきますと、1番さんは現住建造物等放火の自白事件で、量刑が問題になった事件かと思います。3番さんはわいせつ目的誘拐と強姦致傷の自白事件で、同じく量刑が問題になったという事件でよろしいですか。4番さんは、強盗致傷の事件を御担当いただきまして、これは否認事件、態様に争いがあったという事件でしたでしょうか。5番さんは、殺人の否認事件で、責任能力が問題になった事件だと伺っています。6番さんは、殺人未遂の自白事件で、量刑が問題になった事件ですね。それぞれの御担当の経験を踏まえた御意見を伺えればありがたく存じます。それでは、まず全体的なお話を伺います。裁判員候補者に選ばれて、裁判所から呼び出しを受けた際に、裁判所に行くのをためらう事情がありましたかというのが一つ目の質問です。皆様驚いたけれども、前向きな気持ちでおいでくださったというお話ですが、ちょっとこれは困ったなと思うような事柄がもしあれば教えていただきたいと思います。

1番

実際に裁判所から呼出しを受けまして、まず一つは営業職をしているため、日々の業務の都合で影響が出るかなというところと、あとは裁判所にいる間はなかなか仕事のメールを受けることができなかつたり、電話を受けることができないという状況がある中で、そこで本当に問題なくこなせるのかというところですね。もう一つは私の勤めている会社も従業員が裁判員に選ばれたのは初めてでした。会社の就業規則を確認したら、裁判員に選出された場合の休暇もきちんと整備されていました。会社に事情を説明したところ、行ってくるよう送り出してもらったので、特に問題はなかったと思います。

司会者

いつごろから仕事の段取りをやりくりされたんですか。

1番

手紙が送られてきた段階で選ばれるという直感があったので、なるべくここは仕

事を入れないようにしようと思っ­ていまして、実際にそのとおりにな­ったという形です。

司会者

そうすると、比較的早目に準備して­いただいで、それでクリアできたと、­そんな感じですかね。6番さんは段­取りとか仕事上の差支えとか、ど­んな様子でしたか。

6番

選ばれないという前提で来たとい­うところもあります。ただ、会社­が近かったの、裁判が5時まで­に終われば、その後仕事をすれば­いいと思っ­ていました。選ばれてからは短­い期間になるということを知っ­てほっ­としました。

司会者

6番さんの場合は、午前中だけ­で終わる公判の日があっ­たん­です­ね。そのあたりも御利用­い­た­い­たとい­うこと­です­か。

6番

そうです。

司会者

他にも午前中で審理が終わ­ら­れ­た­方­と­か、それから4番さんは午前中­に選任手続をして、そのまま午後­から法廷に入られたん­でした­ね。このあたりはいかが­で­し­た­か。

4番

まず選ばれないだろ­うと思っ­て裁判所に行きました。仕事を引­退した後だったので、参加­で­き­た­の­だと思っ­ます。6年前に仕事をやっ­て­い­た­とき­に­は断っ­て­い­た­だ­ろ­うと思っ­ます。

3番

私の仕事は夜から本格的に業­務­が­始­ま­る­の­で、裁判が5時まで­に終われば仕事にはそ­こ­ま­で差支えがなかつたので受­け­ま­し­た。私が担当した事件はあ­ま­り日にも長くなかつたので、よ­か­っ­た­の­で­す­が、例えば1か­月­ぐ­ら­い­の日程のものであっ

たとしたらかなり難しかったかもしれません。

5 番

私も仕事柄なかなかスケジュール等が難しいかなと思っていたんですが、前向きに引き受けようと思っていたので、ある程度スケジュール的にはフランクに仕事をしていました。そして、実際に選ばれて日程を見たときに一日中拘束される日も少なかったり、午後から始まる日もあったので、仕事をしながら担当しておりましたし、夕方5時に終わっていたので、その後仕事をして、スケジュール的にはハードではなかったもので、やってよかったなという結果です。

司会者

5 番さんの審理日程は、2日間ぐらい午後から始まった日があるんですね。これはいかがでしたか。

5 番

非常に動きやすかったです。仕事と両立できたと思います。

司会者

今回は5番さんが一番長くて合計6日間、午後からやった日が2日間ありますが、延べでいうと6日間かかっている。6番さんは5日間で、午前のみという日もあったと思います。4番さんは5日間だけれども、これも午前を選任されて、その日の午後から始まったと、そんな感じなんですね。審理日程というのは日程が短い方がいいのか、少し空いている方がいいのか、何か御意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

5 番

選任されて翌日から招集されたと思うのですが、選任された日に事件の概要を教えてください、1日空いていたので、インターネットで調べたりできたんです。事前に学ぶことができたので、私の場合、選任されて翌日からという日程は非常に入りやすかった感じがします。

司会者

本来準備は必要ないという前提でお願いしているのですが、それでも心の準備は必要でしたか。

5 番

殺人事件だったので、心構えは必要でした。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

4 番

裁判員に選ばれて、殺人事件じゃなくてよかったなと思いました。しかし、裁判に出ていろいろな話を聞くと、感情が先に入ってしまう、裁判員というのはどのような判断に基づいて判決に関わるのかということで少し悩みました。時間があってもなくてもそれは悩むことではないかと思うのですが、やはり事件に入っていくのに少し心理的なものが負担でした。

司会者

心構えにちょっとした時間の余裕は必要ですか。

4 番

必要だと思います。やはり大事なことですから。

6 番

審理日程なんですけど、短期で集中するか、少し空いて長期でやるかというのはいろんな状況の方がいらっしゃるんで、一概には言えないと思います。私は当時担当していた仕事が最後の追い込みの時ではなかったんで、少し時間を取れたんです。時間を取れる時でしたらある程度長期でもいいのですが、これが仕上げの追い込みとなった場合にはやはり困るといえるのがありまして、これは一概には言えない内容だと思います。

司会者

短いにこしたことはないけれども、あまり慌ただしくても落ちつかないということですかね。午前に選任、午後から審理というのは最近減ってきてはいるのですが、

他の方は選任の翌日から審理ということについてはもっと早くやってくればよかったのという感じでもないですか。長い審理日程の裁判員裁判では、皆様が準備しやすいようにということで少し手前で選任をして、選ばれた前提でお仕事の段取りを準備していただくということをお願いしているのですが、それはそれで利用価値はあるという感じでしょうか。皆様うなずいてくださっているのですが、そのように伺います。他に審理日程などについて御意見のある方はいらっしゃいますか。私が担当した事件のアンケートでお昼休みが長過ぎるという御意見があったことがあるのですが、休憩の取り方で間延びしているという印象をお持ちになった方はいらっしゃいますか。会社ではお昼休みは何分なんですか。

1 番

会社は基本的に60分というのはあるんですけども、ほとんどが出先に出ているものですから、特に休憩時間は気にしたことはなかったです。休憩時間、昼食の場面だったとしても、裁判官の方や他の裁判員の方と一緒に食事をとることができたので、そこでもいろいろな御意見だとか、ざくばらんいろいろなお話ができたので、それは非常によかったかなと思っています。

6 番

会社の規則では60分になっているんですが、現実にはやはり30分、40分というような状況です。それに比べれば60分の時間が使えるというのはかなり長く、ありがたいと思ったんですが、先ほど1番さんがおっしゃったとおり、裁判員、裁判長、裁判官の方と一緒に食事することで意思疎通がとれるようになったような気がします。

司会者

では、次に、法廷での活動について、まず一つ目として検察官や弁護人の活動について御意見を伺いたいと思います。審理の一番最初のところで冒頭陳述というのがあって、最初に検察官がこれからこういう証拠でこういう内容を証明するので、この証拠をよく見てくださーといったプレゼンをされたかと思います。その次に弁

護人も同じように冒頭陳述というプレゼンをされたと思うんですけれども、それで自分たちは何をすればいいのか、どこを判断すればいいのかとか、どの証拠がどういふふうに必要なのかとかというのがわかりやすくなっていたかどうかというのを伺いたいんですけれども、思い出された方いらしたら御意見いただけませんかしょうか。

6番

冒頭陳述なんですけど、概略しか理解できていないと思っております。ただ、その後別室で皆さんで相談した内容、また裁判官の方にいろいろ説明された内容等でそれがやっと理解できたような記憶です。今思い出すと、どこで理解したかというのはよくわからないんですが、今回もらった資料を見ましたら全部内容が思い出せました。

5番

担当裁判官が非常にわかりやすく伝えるということテーマに置いていらっしゃる方なので、理解は非常にしやすかったです。(大熊弁護士の方を見て) 当時の弁護人ですよね。タブレット端末を使っていらっしゃいましたよね。

大熊弁護士

そうです。私ともう一人の弁護士が担当していました。私は冒頭陳述を担当していないんですけれども、もう一人の弁護士がタブレット端末を使ってスライドに映して、手元にスマートフォンを持って、それで操作をしながら、ほぼ手ぶらのような形で、ペーパーレスでお話をするというスタイルで冒頭陳述を行いました。スライド自体は、キーワードだけを示すような形であまり見栄えがいいものではなくて、本当に印象的なキーワードを示しつつ、自分の方をむしろ見てほしいと。手元にはスマートフォンだけを持って、動かしているところは相手に気づかせないというか、さりげなく一応キーワードは示しつつ、やっぱり自分を見てくださいという形での冒頭陳述をやっていたように思います。

司会者

それがとてもわかりやすかったということですか。

4番

私は正直言ってあまり覚えていないんですが、検察官は時間的な経過と図か何かを使って説明していただいたんです。それで、被告人がやったことに関して私は疑問点とかそういうものは全く感じませんでした。比較的わかりやすかったと思います。

司会者

4番さんの御担当になった事件は、事件の中身が4件あったんですよね。たくさんあったので、時系列で整理した冒頭陳述をされたということですか。

4番

はい。

司会者

それはそれなりに整理がついて、理解しやすかったということですか。

4番

はい、そうです。

3番

冒頭陳述がどの辺までの内容だったのか記憶にはあまりないんですが、私が担当したときは冒頭陳述をする前に集まった段階で裁判長の方から今度の冒頭陳述はこういう内容をやって、この辺を注意して聞いていればいいんですよという説明がありました。中身はあまり覚えてはいないんですが、ある程度知るべき情報は取り入れることができたと記憶しています。

司会者

3番さんが御担当いただいた事件は、予定どおりいってれば検察官の冒頭陳述は10分間なんですけれども、弁護人は前に出て10分くらいプレゼンしたかもしれないんですけれども、そんなのはありましたか。

3番

あったのは覚えているんですけど。

司会者

そこで聞いたけれども、それが評議室に戻って裁判官から説明を受けて、その記憶の方がはっきりしている感じなんですか。

3番

冒頭陳述、全体的にどれも同じような話が連続していたので、どれが何の話だったのか、冒頭陳述自体がどういう話だったのか覚えてはいません。当時はとりあえず事件の大体の概要、あとは検察官の意見と弁護人の意見をある程度、この辺に注目して聞いてみてくださいというのを説明いただいたので、これからこういうことを聞いていけばいいのかなというのは理解できたという点では参考になったと思います。

1番

冒頭陳述ですが、今回の事件はさほど理解に苦しむような内容でもなくて、比較的理解しやすい内容であったということもあるので、先ほどの5番さんのようにタブレット端末などを使ってというのはありませんでした。言葉でお伝えいただいたところで理解はできたのかなと、それに加えて休廷になった後に、評議室で裁判長が事細かく、休廷のたびに、更にかみ砕いて説明をしていただいたというところがありましたので、そこは理解がしやすかったです。

司会者

冒頭陳述に関して、検察官、弁護士の方から何か御質問があればどうぞ。

田原検察官

冒頭陳述において、検察官はどの件も冒頭陳述メモという形で事前に配付させていただきまして、口頭でメモに沿って説明させていただいたのではないかと思うんですけども、冒頭陳述メモの使い勝手と申しますか、その後の審理においても使っていただくことを想定して作っていると思うんですけども、その後例えば証拠調べなり、あるいは評議の中でこのように使えた、あるいは使い勝手が悪かったと

いう点も含めて何かございましたら御意見いただければと思います。先ほど5番の方から弁護人の方でということがありましたので、他方で検察官の場合は紙だったと思うんですけれども、対比の観点でも結構です。いかがでしょうか。

5番

当時の記憶がよみがえってきたのですが、たしかメモはいただいたと思います。要点がうまくまとめられていたという記憶があるので、やはりわかりやすい資料だったイメージは強いです。弁護人のタブレット端末が強烈に印象に残っていたので、すごい法廷だなと思った記憶です。ただ、検察官の資料も非常にわかりやすかったように思います。

司会者

他にどなたかいかがでしょうか。冒頭陳述などは検察官の方がわかりやすいということが多く、今回弁護人の方がわかりやすかったというのが第一声で出てきたというのは珍しいぐらいなのですが。

4番

私が関係した事案は、事実がはっきりしていました。その後、証人の方もはっきりと証言していましたので、我々は納得しました。あと、弁護人の陳述は情状を訴えていました。

司会者

立場上、冒頭陳述の内容も違い、どちらかというとなんと弁護人の冒頭陳述は分が悪いところがあるんですけれども、そういうことなんですかね。ただ、4番さんの事件は少し争いがあったのかと思うんですけれども、そこについては弁護人は何か言っていたかどうか覚えておられますか。

4番

弁護人は、被告人は関係していないという主張でした。

司会者

そこに争いがあるということはわかる冒頭陳述をされてはいましたか。

4 番

はい、確かにそうでした。やっていませんということをおっしゃったので。

3 番

私の事件は自白事件でした。弁護人は演技派というか、かなりパフォーマンスをするような方でした。それに対して検察官は淡々と説明されて、そこに対して弁護人はどちらかといえば感情に訴えかけてくる形のものでした。

司会者

次に、証人尋問とか被告人質問で検察官や弁護人が質問をしますが、その質問を聞いていて、なぜそのような質問をするのかがわかりにくかった、あるいは質問そのものが何を聞いているのかわかりにくいとか、何か御記憶に残っていて、御意見お持ちの方いらっしゃいますか。むしろわかりにくかったというのが記憶に残っていらっしゃる方がいらしたらお話しただけるとありがたいのですが。

5 番

被告人質問の際に被告人が裁判官に話を何回か聞き直したんです。何回話しても理解できなかった被告人がいたので、その質問に回答することなく終わったという記憶はあります。我々は理解していたと思うのですが、被告人が理解できていなかったという状況がありました。

司会者

5 番さんの御担当の事件は責任能力が争われていたので、被告人自身の理解力に限界があったということがあるんですね。

5 番

はい。

司会者

それは、裁判官の補充質問ですか。

5 番

たしか検察官、弁護人、全ての質問に対してなかなか進行しなかったです。

司会者

大熊弁護士，何か覚えておられたらお話しいただけますか。

大熊弁護士

私は弁護人側から見ていたので，余計印象に残っているのかもしれないですが，被告人はよくコミュニケーションをとって，かなり丁寧に説明してやっところらの聞きたいことの意図とか，あちらの答えたい意図が伝わり合うという感じがある方でした。一番印象に残っているやりとりとしては，裁判官の補充質問の時に，恐らく裁判官は「さっきこう言っていたのはこういう意味なんですよ」ということを確認したかったのだと思っていましたが，それが被告人にどうしても伝わらず，あるいは答えていいのかどうかわからなくて，表現が的確なのかどうか本人がわからなくて答えに窮しているという場面でした。

司会者

補充質問もそういう意味でいうときちんとやらないといけないことだと思うんですけども，それはやはり確認のときにこちらの方で設定してイエス，ノーで答えるような質問をしたから，被告人が答えにくかったということなんですか。

大熊弁護士

そうだと思います。裁判官が理解した言葉に言いかえてくれたものをはいとか，いいえというのが答えにくかったのかなと思っています。

司会者

わかりました。5番さんがおっしゃった意味もよくわかりました。相手の状況を考えてこちらもわかりやすい質問をしないとけないということですね。我々も気をつけたいと思います。

大熊弁護士

もちろん裁判官の補充質問だけじゃなくて，他の場面でもそういった場面はたくさんあったのかもしれないです。

司会者

他に何か御経験はなかったですか。

3番

量刑が争点になったときに、責任能力というんですかね、被告人がこういう犯罪を犯したときに、検察官からそれが精神的なもので起きたのかどうかの質問があり、弁護人がそれは妄想の延長だったと返答されていたときに、このやりとりに意味があるのかなと思いました。

司会者

直接両方から自分たちが欲しい答えの質問を言い合っている感じですか。

3番

そうです。

司会者

では、次に、証拠の関係なんですけれども、まず一つは遺体写真などの普段目に見ることがないようなものを見て不愉快になったりとか、そういうことがあったかどうかという点なんです。火事の現場も見て気持ちのいいものではないと思いますが、1番さん、いかがですか。

1番

私の方は、今お話があったように現住建造物放火ということで、実際に玄関付近に灯油をまいて火を放ったという事件なんですけれども、1階部分はほぼ丸焦げという写真で、その火が2階へつながる階段から上に回って、2階にかけても壁も結構な焦げ方というか、焼けた跡があったので、比較的燃えたのかなという印象はありました。それを受けて気持ち悪いとかは特になくて、そこは特に他の裁判員も含めて冷静に見ることができたのかなと思います。

司会者

それはカラー写真でしたか。

1番

はい、カラー写真でした。

3番

私の場合は、証拠としてあったのは、現場の写真と、犯行の現場を映した防犯カメラの映像でした。あとは、検察官に、被害者及び被告人が当時どのような服装をしていたかや、犯行状況について説明していただく形になりました。ただ、そこで気になったことは、一通り全て細かく全部説明されていたので、人によってはそれで不快感を抱く人がいるのではないかと、聞いていてそこまで言わなくても、と思うことはありました。

司会者

3番さんの事件は、被害者側証人は出てきていないんですね。被害者のお母さんが意見陳述をされているようですが。

3番

検察官請求証拠の取り調べのところで犯行現場でどのようなことが起きたのか細かく聞いていました。

司会者

後から考えて、そんなに細かい部分まで要らなかった感じでしたか。

3番

私たちからしたらそれが犯罪に対してどのような意味があるのか全くわからないのですが、判決を考えるときに今回の裁判でそういうところは必要なかったのではないかと思いました。

司会者

後から評議したり判決の段階になると、そこまで細かく聞かなくても判断できたのにと考えたということですね。

3番

はい。ただ、当時はその部分についても必要なのだろうなと思いました。

司会者

聞いているときはこんなに細かく聞く必要があるのかなと思いながら聞いておら

れたという感じですか。

3番

そうですね。こういうところをきちんと聞いて、しっかりと判断しなくてはいけないのだなと思っていました。

司会者

わいせつの内容を事細かにどこまで再現して説明してもらう必要があるのかという問題があります。検察官は、この辺はどのようにお考えですか。

田原検察官

御指摘の点は、ごもつともな点はあると思います。検察官としても、全てを出さなければいけないと必ずしも思っているわけではないと思います。ただ、他方で、やはり生の事実を見ていただきたいと、その上で量刑を御判断いただきたいと、わいせつ事件に限らず、殺人事件などについても、そのように考えています。ですので、ここは必ずしも裁判所、弁護士と意見が常にどの事件でも一致するわけではないと思います。それぞれの打ち合わせの場で、ここまで必要と考えています、というやりとりを裁判所でもさせていただくこともありますし、ただやはり裁判員の方に御負担をかけることは望ましくないということも考えておりますので、そこは、3者が必ずしも一致しないものの、検察官としてもある程度考えているところではあります。3番さんの事件では、供述調書というのはやはりマスキングと申しますか、全部読み上げずに、一部省略します、というような説明はありましたか。

3番

全部たしか読み上げていただいたと思います。

司会者

具体的事案によっていろいろありまして、調整した上で、なるべく裁判員の方に御負担のないように、必要十分な証拠を取り調べることを目指していますが、あまりわいせつの内容が事細かなというところは不快感を感じる方もいるということですね。

3番

そうですね。

司会者

5番さんは、殺人について、写真は出ましたか。

5番

殺人事件の場合、PTSDになる方もいらっしゃるということで、今回の事件に関しては非常に配慮が感じられて、遺体の写真はなかったです。致命傷の部分アップにした遺体の写真はありましたが、それが非常に衝撃的だったかという点、そんな感じもなかったです。

司会者

カラーじゃなかったですか。

5番

カラーでした。もしも途中で気分が悪くなったら、カードを上げてくださいと言われていました。誰も使いませんでした。特に衝撃的な写真でもなく、非常に配慮が感じられた裁判だったと思います。

司会者

全体としては、不愉快に思われた方も、他の裁判員さんにもおられなかったですか。

5番

はい。ただ、殺人を犯した状況についての事細かい説明があったのですが、状況を想像しながら聞いていると、仕方がないと思うのですが、いい気分ではなかったです。

司会者

我々の方では、刺激の強い写真などはなるべく使わないように配慮していますが、言葉の説明だけとか、品物だけをお見せするとかした場合は、逆に皆さんの想像力が膨らんで、映像を自分で想像されて嫌な気持ちになるということもあるらし

く、その辺も考えどころです。他に何か御意見ある方いらっしゃいますか。

6番

事実確認というか、自白事件でしたので、検察官が準備された書類、資料は大体概要は理解できました。実際の被害状況も図で示されていて不快感はありませんでした。また、複雑でわかりにくいものもなく、かなりシンプルなものでした。

司会者

複雑でわかりにくい証拠があったかというのも一緒に伺いたいのですが、いかがですか。

4番

私が担当した事件は、集団で暴行して、金品を奪うという事件でした。被告人はこれだけしかやっていないということについて、検察官が被害者と加害者全員を証人尋問で聞いてくれました。写真は、少しはあったのですが、私の事件の場合は特に加害者側の証人尋問が非常に参考になりました。

司会者

被告人が被害者に暴力を振るったかどうか、というところが争われていたけれども、共犯者である、他の人たちを証人に呼んでいるし、被害者も呼んでいるし、その場にいたみんなの話を直接聞いたので役に立ったということですね。次に進みます。先ほどわいせつ事件については供述調書を読まれたというお話でしたけれども、3番さんは、長時間にわたって調書を読み上げられてわかりにくかったということがありましたか。後で評議をして、この証拠は要らなかったと思うような、余計な証拠があったか、あるいは足りない証拠があったかという点をお伺いしたいのですが、いかがですか。

1番

私は、そういったことは全くありませんでした。

3番

私の場合、かなりの量がありましたが、詳しいところまで書かれていたので、全

体の内容としては一体どういうことがあって、どういうふうになっていたのかということはしっかりと知ることができたので、その部分はよかったと思います。

司会者

3番さんの審理では、60分間書類の取り調べをしているようですね。これについては、特に長くて、集中力が切れてしまったということはなかったですか。

3番

ありませんでした。

司会者

現場写真や、防犯ビデオの写真などが混ざっていたからということはありませんか。

3番

そうですね。あとは、事件当日にどのような流れになっていたのか、時系列に沿って、ここでこういうことがあって、その証拠はこれです、その証拠はここに映っています、という形だったので、供述調書とあわせて、どのようになっているのかというのはしっかりと知ることができました。

司会者

そうすると、長さだけではなくて、取り調べの整理の仕方がうまく組み合わせられてわかりやすくなったので特に差し障りはなかったということですか。

3番

はい。

司会者

いよいよ終盤に入りますが、評議について伺います。まず自分の意見を十分に言うことができたとお考えかを伺います。

1番

評議の場で、私も自分の意見を話す機会がありまして、裁判員と裁判官の意見が相反するところもありました。ただ、そういったところも裁判長の方が本当によく説明してくれて、私自身、率直に思うことは十二分に意見できたと思っています。

3番

私も意見は十分に言うことができ、裁判長が裁判員の方にそれぞれ1人ずつ、意見を言うように促してくれて、こちら側の意見を引き出すような形で質問をしてくれました。

4番

私も自分の意見は言いました。比較的他の皆さんも意見を言っていたと思います。

5番

他の方と全く一緒なのですが、裁判長、裁判官の方々にリードしてもらい、素直な意見が出ていましたので、私も十分に意見を言うことができましたし、その他の裁判員の方も意見を言うことができていたと思います。

6番

意見は十分に言えました。

司会者

できれば裁判員さん同士の意見交換みたいなことが、理想なのですが、そのあたりはどのような感じでしたか。

1番

今おっしゃられたように、裁判員同士で意見を交わすことが非常に盛んな場でした。それもあって雰囲気は非常によかったと思います。

司会者

次に、法律的な事項について、裁判官の説明でわかりにくいということはなかったかという点、また、量刑グラフというのを皆さん御覧になったと思いますが、このグラフで大まかな傾向がわかったかどうか、つまり役に立ったかどうかという点、更に、みんなで意見交換が活発にできたかという点について伺います。

3番

法律的な事項というのは、最後、評議をするときに裁判官から説明がありました。これについてはホワイトボードを利用して、こういう点を考える必要があると分か

りやすく説明してもらいました。量刑グラフについてはプロジェクターで映していただいて、どれぐらいの刑の幅があって、そこからある程度絞っていかなくてはならないと説明されました。わかりやすく説明してもらって量刑の決め方も知ることができて、よかったと思いました。

司会者

量刑の考え方を、最後の評議のときに初めて説明されたということですか。

3番

そうです。私の事件は、刑期をどれぐらいにするのかという点が論点だったので、その期間の決め方については、かなり詳しく説明していただきました。

4番

量刑グラフは役に立ちましたし、裁判官の説明も十分みんな納得しました。

5番

法律的な用語に関しては、かみ砕いてお話しいただいたので、総じて皆さん理解できていると思います。量刑に関しても非常にわかりやすい評議ができたと思います。

司会者

量刑グラフは、どのようにお使いになりましたか。

5番

たしかキーワードを入れて検索するんですよね。各裁判員の方が、自分で考えている刑を出して、それをすり合わせていきましたが、裁判長のリードが非常にわかりやすかったと思います。

司会者

そうすると、それぞれの方の意見を集約するとともに、グラフも見たり、似た事例を見たりしたのですか。

5番

基本的にグラフに基づいていました。

6番

量刑グラフで皆さんの刑の幅が集約されたという状況でした。あと、法律的な事項についての説明ですが、とりあえず内容が複雑なものではなかったもので、これは理解できたと思います。

司会者

刑の決め方の基本的な考え方の説明をもう少し早い段階で聞いていたら、もっと審理でよく見ておかなければいけないポイントがあったと思われた方はいらっしゃらないですか。説明のタイミングの問題ですが、その辺はいかがでしょうか。

3番

被害者の方が未成年だったので、私たちは未成年だと少し刑が重くなるのではないかと想定していたのですが、裁判長に聞くと、被害者の年齢については量刑においてはあまり考えるはいけないということ、刑を決めるときに説明されました。そこに関してはもう少し早目に知っていれば、もう少し見方を変えて聞けたのではないかと考えています。

司会者

評議の関係で、検察官、弁護士で御質問はありますか。

大熊弁護士

検察官の論告や弁護人の弁論で量刑のグラフが示された事件というのもあったかと思うのですが、それを見て、実際に検察官や弁護人が話している内容を聞きながらグラフを見せられるということについて、何らかの感想を持たれたかということについてお聞きしたいと思います。私が担当した事件は、事実関係と責任能力に争いがあったので、こちらとしては量刑に関するグラフとか量刑の話はしなかったのですが、他の事件でそういったお話があって、それを聞いて、あるいは見て、どのように思われたかということをお聞きしたいと思います。

司会者

最後のまとめの意見を検察官や弁護人が言うときに、グラフを引き合いに出した

り、それから刑の決め方についてのルールを説明して、それぞれの意見を言うというようなパターンが多いかと思うのですが、皆さんまとめの意見を聞かれた記憶はありますか。

大熊弁護士

その話を聞きながら、言っていることが理解できたかということと、あともう1点補足でお聞きしたいことがあるのですが、その後、評議で裁判官や裁判員同士でお話をするときに、また別のグラフが出てきて、さっき検察官が言っていたことと違うじゃないかとか、弁護人が言っていたことと違うじゃないかということになっていたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

4番

最後に検察官の求刑がありますよね。それは、グラフとか出てこなくて、ただ単に刑期を何年求刑しますと、そういうような話でした。それで、グラフなどは評議のときに別室でモニターで見ました。

司会者

検察官が求刑をする前に、この事件はどういうところがどのくらい悪いです、という話は多分したと思うのですが、あまり印象に残っていないですか。

4番

あまり覚えていないですけども、その前の証拠調べとか証人の質問とかで大体出てきていましたので、罪を犯しているということを十分わかったと思っています。

司会者

あとは、評議の中でグラフを見たりして刑を決めるということになったということですか。

4番

はい。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

3番

どちらも、検察官が言った求刑と弁護人のこれぐらいが妥当であるという意見があつて、それらがかなり離れていたという印象があつて、評議室に戻った後、実際に量刑グラフを見たときも、そのときその中で話題になったのは、弁護人の言っているのは短過ぎるが、検察側の言っている意見は長過ぎるというのがありました。

司会者

それぞれグラフの中でこのあたりを言っているんだな、ということがわかったということですか。

3番

そうですね。この部分でこれぐらいになって、この部分でこれぐらいになってというのもありましたけど、あとは極端に長い、短いことに関しては裁判長から、恐らくこういう事情があつて、こういうふうに使われているのではないだろうか、恐らくこうであろうというような説明をしていただきました。

司会者

最後の質問になりますが、裁判員を経験して、ストレスを感じてつらいと思ったことはありますかということと、逆に何かいい変化はありましたかということですが、何か御意見、御感想のある方はいらっしゃいますか。

4番

最初、1日か2日間は、被告人も若かったし、それで一緒に犯行を犯した人たちが未成年だったし、ちょっとこれは大変だなと思いました。それがストレスといえはストレスでした。自分なりに考えたんですが、状況とか感情とかじゃなくて、やった罪に対して判断すればいいんだと、それで結構割り切れました。これは裁判官というのは大変な仕事だなと、そのように感じました。

1番

審理日程の中で、裁判所に来る前に近くのファストフード店で、事前に当日の仕事などのメールをやりとりしていたんですが、2日目か3日目のところで、裁判所

に来る前、朝、そこで仕事をしていたら、被告人のお姉さんが真向かいのテーブルに座ったんです。そのときには、これ、どうしていいのかなという非常に気まずい雰囲気になって、相手の方が、私が裁判員なのかどうか、気づいていたかはわからないんですけども、そこは気まずい雰囲気になったというところは正直ありました。

5 番

1 番の方の話に通ずるのですが、私も殺人事件で、被告人のお兄さんがずっと傍聴していたんです。我々も気が付いていたのですが、裁判所の玄関で鉢合わせをしたという場面もありました。

司会者

今後考えてみたいと思います。それでは最後に、これから裁判員を経験する方々へのメッセージをお願いします。

6 番

メッセージということではないのですが、まず感想ですが、裁判員を経験したことによってやはり物の見方が変わってきております。単純に目の前を通り過ぎるテレビや新聞を媒介としたものに関しまして、入ってくる情報は残念ながら本当に表面だけのものです。しかし、やはり犯行態様といいますか、そういった行為の結果に対して、上辺だけで判断してはいけないということがよくわかりました。こういった経験があったからということだけではないと思うのですが、私も会社では、部下や後輩がたくさんいます。彼らに対する、仕事に対する部分に関しまして少し寛容になってきているのではないかと思います。そのときの状況に応じて、いいところを見るようにしよう、人に対して少し、こちらの都合だけではなくて、相手を見るようにしようという気持ちになってきました。こういった部分が出てくるならば、やはり皆さんにも、今後、裁判員に呼ばれたときには、是非とも積極的に参加することがまた一つ、自分に対しても、周りに対しても、力になるのではないかと考えております。

5番

今まで裁判所には全く縁がなく、当然傍聴もしたことはなかったですが、自由に傍聴できるということも裁判員を経験してわかったことなので、機会があれば傍聴してみたいなと思っています。実際に裁判員を経験して、率直に思ったことは、犯罪を犯す方の家庭環境を非常に考えさせられました。また機会があれば裁判員を経験してみたいと思いますし、そういった意味でまた関わっていければと思っています。

4番

私はずっと会社勤めをやっていて、同じ会社にずっといたものですから、やはり少し世間的に狭いなということを今回の裁判員を経験して考えました。

3番

裁判員制度というものができているということは知っていましたが、どういう形で来るのかということとは全くわかっていませんでした。去年、自分のもとに裁判所から手紙が来まして、実際こういうものが来るんだと思いました。そして当日行って、二十何人の中から8人が選ばれて、実際に自分が選ばれて、やってきた経験としては、物の見方もかなり変わるので、必ずやってみた方がいいとは思っています。普段自分たちが、例えば刑期とかがどうやって決まっているのかということはテレビや新聞だけでは全くわかりませんから、こういうところを審理して、お互いこういう意見を言い合って、このようにして決めているんだということを知ることができたので、物の見方としては、どういう仕組みになっているのかとか、どういうところを考えなくてはいけないとか、犯罪のニュースとかを見ると、感情的になって評価する面があるとは思いますが、その中で、感情で考えてはいけないとか、そういうさじ加減みたいなものを学ぶことができたので、是非とも経験していただきたいと思っています。

1番

被告人が若い女性ということもありまして、私も同じ娘を持つ父親として、やは

り同じ思いはさせたくないという気持ちがあります。また、今、世の中はストレス社会と言われていて、心にいろいろと悩みを持っている方が多い状況で、職業柄さまざまな人と会う機会が多いですので、同僚や部下に同じ思いをさせたくないという思いがあります。裁判員を経験してから、個人的なところで、悩みがないかとか、そういったところを聞くようになったというのも私の心の中の変化だと思います。あとは私も裁判員に選ばれたときにはあまり選ばれたということは口外してはいけないと思っていたのですが、裁判官の方からそこは大いに周りの方に伝えてくださいと、当然評議の内容は伝えてはだめですよということを説明いただきました。自分がこういった経験をしてどう思ったかをどんどん発信していただくことで、よりみんなに裁判員として参加しやすいと思っていただけることは非常にありがたいことですとお言葉をいただきました。また、私も仕事において裁判員の経験を生かすことができている部分があります。

司会者

それでは、長時間にわたり御協力いただきまして本当にありがとうございました。いろいろな御意見を伺えて、私たちも大変貴重な機会となりました。今日皆様に伺った御意見は、今後、さいたま地裁全体で共有し、よりよい裁判員制度が運営できるように努力してまいりたいと思います。